諮問庁:防衛大臣

諮問日:平成27年5月22日(平成27年(行個)諮問第98号)

答申日:平成28年10月4日(平成28年度(行個)答申第107号)

事件名:本人が受けた訓戒に係る調査報告一件書類等の一部開示決定に関する

件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が特定部隊特定中隊長から26.7.25に受けた訓戒に係る全ての書類」に記録された保有個人情報(以下「本件請求保有個人情報」という。)の開示請求に対し、「調査報告一件書類」(以下「文書1」という。)及び「調査報告(26.7.22)に対する検討案及び宣告書等一件書類(3枚目を除く。)」(以下「文書2」という。)に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)を特定し、その一部を不開示とした決定については、異議申立人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当であるが、異議申立人が受けた訓戒に係る命令書に記録された保有個人情報を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。) 12条1項の規定に基づく本件開示請求に対し、平成26年12月19日付け防人服第18805号により防衛大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、不開示とした部分の一部の取消し及び更なる保有個人情報の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

(1) 異議申立書

ア 原処分で不開示とした部分の開示を求める。

① 文書1の「答申内容の全て」の開示を求める。

原処分は「今後の同種の調査を行う際に関係者からの協力が得られなくなるなど、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」としているが、答申内容を開示しても、誰が書いたものであるかを特定することはできないのであるから、今後の同種の調査を行う際に関係者からの協力が得られなくなるとはいえない。

また、これを開示しなければ、この訓戒が正当なものであったのか確認・検証することができないのであるから、これを開示しないことに正当な理由はない。

よって、原処分で法14条7号を適用したことは、法14条の開 示義務を不当に回避したものであり、違法不当である。

② 文書1の「(5)知能段階点等」「(8)勤務成績」「(9)平素の状況」の開示を求める。

原処分は「人事管理に関する情報であり、これを開示することにより、人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」としているが、これらを開示した場合に、具体的にどのようなおそれが生じるのか明示されていない。

これらを開示しなければ、正当な人事管理を実施しているのか確認・検証することができないのであるから、これらを開示しないことに正当な理由はない。

よって、原処分で法14条7号二を適用したことは、法14条の 開示義務を不当に回避したものであり、違法不当である。

③ 文書1の「(11)改しゅんの状況等の全て」及び文書2の「2枚目の一部」の開示を求める。

原処分は「処分量定に関する情報であり、これを開示することにより、懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」としているが、これらを開示した場合に、具体的にどのようなおそれが生じるのか明示されていない。

これらを開示しなければ、正当な懲戒処分等を実施しているのか 確認・検証することができないのであるから、これらを開示しない ことに正当な理由はない。

よって、原処分で法14条7号を適用したことは、法14条の開 示義務を不当に回避したものであり、違法不当である。

④ 文書2の「3枚目」の開示を求める。

原処分は「3枚目を除く。」としているが、正当な理由を具体的に 明示することなく、これを開示しないことは、法14条の開示義務 を不当に回避したものであり、違法不当である。

イ 正当な行政文書の開示を求める。

本開示請求に対し「開示された答申書に対する諮問の行政文書」を 開示しなかった原処分は不当である。これらを開示しない正当な理由 はない。

よって、これらの行政文書を開示せよ。

(2) 意見書

異議申立人から、平成27年6月30日付け(同年7月2日収受)で意

見書が当審査会宛て提出された(諮問庁の閲覧に供することは適当でない 旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。)。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、これに該当する保有個人情報が記録されている行政文書として、文書1及び「調査報告(26.7.22)に対する検討案及び宣告書等一件書類」を特定した。開示決定等に当たっては、法20条を適用し、開示決定等の期限を延長した上で、平成26年10月17日付け防人服第15506号により「調査報告(26.7.22)に対する検討案及び宣告書等一件書類」の3枚目のみについて一部開示決定を行い、同年12月19日付け防人服第18805号により文書1及び文書2に記録された保有個人情報(本件対象保有個人情報)について一部開示決定(原処分)を行った。

本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

- 2 法14条該当性について
 - 原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は別紙のとおりである。
- 3 異議申立人の主張について
- (1) 異議申立人は、原処分において不開示とした部分のうち、文書1の2枚目及び3枚目並びに15枚目から18枚目までの答申内容について、「答申内容を開示しても、誰が書いたものであるかを特定することはできないのであるから、今後の同種の調査を行う際に関係者からの協力が得られなくなるとはいえない。」として、不開示としたことは違法不当であると主張するが、当該部分を不開示とした理由は、これを開示した場合、今後の同種の調査において、答申者が自ら答申した内容が開示されることにより、答申者が誰であるかが識別され、その結果自らに不当な働きかけ等がなされることを危惧して率直な答申をちゅうちょし又は答申すること自体を拒否するなど、関係者からの協力が得られなくなるおそれがあることから、答申者が特定される、されないにかかわらず不開示としたものであり、違法でも不当でもない。
- (2) また、異議申立人は、文書1の6枚目及び7枚目(最終行を除く)の不開示部分について、「これらを開示しなければ、正当な人事管理を実施しているのか確認・検証することができない」として、不開示としたことは違法不当であると主張するが、これを開示した場合、今後の人事評定等において、評価者等が他人の意見に迷わされず評定者等自身の純粋な気持ちで公平かつ的確に判断することをちゅうちょし又は阻害されるおそれがあるから不開示としたものであり、違法でも不当でもない。
- (3) さらに、異議申立人は、文書1の7枚目の最終行について、「これらを

開示しなければ、正当な懲戒処分等を実施しているのか確認・検証することができない」として、不開示としたことは違法不当であると主張するが、これを開示した場合、今後、規律違反等の調査を命じられた調査官が、調査結果を報告するに際して所見を正しく述べることをちゅうちょし又は阻害されるおそれがあることから不開示としたものであり、違法でも不当でもない。

- (4) その他、異議申立人は、「調査報告(26.7.22) に対する検討案 及び宣告書等一件書類」の3枚目について、「正当な理由を具体的に明示 することなく、これを開示しないこと」は、違法不当であると主張する が、当該部分については、上記1のとおり、既に一部開示決定を行って おり、異議申立人の主張は全く当たらない。
- (5) なお、異議申立人は、「本件開示請求に対し「開示された答申書に対する諮問の行政文書」を開示しなかった原処分は不当である。」として、これらの行政文書を開示せよと主張する。

異議申立人の言う「開示された答申書に対する諮問の行政文書」が何を指すのか不明であるが、仮に原処分において開示決定した答申書が、諮問に対してなされたものであると異議申立人が考え、当該諮問に係る行政文書の開示を求めているとするならば、当該答申書は、規律違反の調査のために関係者から任意に徴したものであって、諮問に対してなされたものでなく、異議申立人の主張は同人の誤った認識に基づくものであり全く当たらない。

(6)よって、異議申立人の主張はいずれも理由がないことから、原処分を 維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成27年5月22日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年6月10日 審議

④ 同年7月2日 異議申立人から意見書を収受

⑤ 平成28年9月13日 本件対象保有個人情報の見分及び審議

⑥ 同月30日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報等について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を不開示とする原処分を行ったところ、異議申立人は、本件対象保有個人情報のうち原処分で不開示とされた部分の開示及び文書1及び2以外の行政文書に記録された保有個人情報の開示を求める。

これに対して諮問庁は、上記第3のとおり原処分を維持することが適当であるとしていたが、原処分においては、文書1に記録された確認書に係る作成者の氏名及び階級が不開示とされている一方で、文書1に記録された本件開示請求に係る異議申立人が受けた訓戒に係る事案についての調査報告書(以下「調査報告書」という。)において、当該訓戒に係る規律違反の事実を直接確認した者の氏名及び階級が別途開示されている。この点について当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、上記確認書に係る作成者の氏名及び階級を不開示としていたのは誤りであるため、文書1のうち、①1ページの確認書の作成者の氏名及び階級に係る記載、②2ページの確認者の職名、階級に係る記載及び印影、③5ページの確認者の階級及び氏名に係る記載を新たに開示することとした旨回答した。そのため、当審査会はこの点については判断をしない。

そこで、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、諮問庁がな お不開示とすべきとしている部分(以下「本件不開示維持部分」という。) の不開示情報該当性及び本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検 討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

本件不開示維持部分は、文書1に記録された答申書に係る作成者の氏名、階級、職名及び印影並びに確認書及び答申書の内容の全て(以下「本件不開示維持部分1」という。)、文書1に記録された異議申立人以外の特定の個人の署名(以下「本件不開示維持部分2」という。)、文書1に記録された「(5)知能段階点、YG、クレペリン」、「(8)勤務成績」及び「(9)平素の状況」の内容(以下「本件不開示維持部分3」という。)、文書1に記録された「(11)改しゅんの状況等」の内容(以下「本件不開示維持部分4」という。)並びに文書2に記録された処分量定の検討に関する情報(以下「本件不開示維持部分5」という。)である。

(1) 本件不開示維持部分1について

- ア 当審査会において本件不開示維持部分1を見分したところ、本件開示請求に係る異議申立人が受けた訓戒に係る事案について、当該事案に関する事情等を知る関係者から提出された答申書等の内容が記載された部分であることが認められた。
- イ 諮問庁は、本件不開示維持部分1は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることから、法14条2号に該当するとともに、これを開示することにより、今後の同種の調査を行う際に関係者からの協力が得られなくなるなど、今後の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条7号柱書きに該当するとして不開示としたと説明する。
- ウ そこで検討すると、諮問庁の上記第3の3(1)の説明によれば、

本件不開示維持部分1を開示することにより、今後の同種の調査を行う際に、関係者が自ら答申等を行った内容が開示されることによって、当該関係者が誰であるか識別され、その結果自らに不当な働きかけ等がされることを危惧して率直な答申等を行うことをちゅうちょし又は答申等を行うこと自体を拒否するなど、今後の調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、本件不開示維持部分1は法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 本件不開示維持部分2について

- ア 当審査会において本件不開示維持部分2を見分したところ,異議申 立人以外の特定の個人の署名であることが認められた。
- イ 諮問庁は、本件不開示維持部分2は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることから、法14条2号に該当するとして不開示としたと説明する。
- ウ そこで検討すると、本件不開示維持部分2は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。また、署名は、その固有の形状が特定の個人を識別することができる情報として意味を有しているというべきであり、当該個人の氏名を知り得るとしても、署名について開示する慣行があると認めることはできないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は個人識別部分であり、法 1 5 条 2 項による部分 開示の余地もない。

したがって、本件不開示維持部分2は法14条2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 本件不開示維持部分3について

- ア 当審査会において本件不開示維持部分3を見分したところ、このうち「(5)知能段階点、YG、クレペリン」については、調査報告書の参考事項として、異議申立人に対する「知能検査」、「性格検査」及び「クレペリン検査」の結果が記載された部分であることが認められた。また、「(8)勤務成績」及び「(9)平素の状況」については、調査報告書の参考事項として、異議申立人の勤務状況に対する評価結果が記録された部分であることが認められた。
- イ 諮問庁は、本件不開示維持部分3は、人事管理に関する情報であり、これを開示することにより、人事管理に係る事務の適正な遂行に 支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号二に該当するとし て不開示としたと説明する。

なお、上記「知能検査」等の目的等の詳細について、当審査会事務 局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

- (ア) 自衛官に対しては、自衛官の心理適性検査に関する訓令(防衛庁訓令第37号)に基づき、その心理的特性を把握するための知能、性格等に関する適性検査を実施することとされている。
- (イ)検査結果は、当該自衛官の職種の指定や特技の認定、的確な人事管理、服務指導等の実施のために利活用しているところであり、これを開示することにより、開示請求者において、どのような回答をすればどのような結果となるかを推察することが可能となり、そのことが他者に伝えられることによって、当該他者が適性検査に際して本来の考えと異なる回答をし、その結果、当該他者の本来の知能、性格等を把握することが困難になるなど、自衛官の人事管理に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
- ウ そこで検討すると、本件不開示維持部分3を開示すれば、自衛官の 人事管理等に資するとされている適性検査の適正な実施が阻害される とともに、自衛官の人事管理に係る事務に関し、評定者等が公平かつ 的確に判断することをちゅうちょし又は阻害されるおそれがあると認 められるから、本件不開示維持部分3は法14条7号二に該当し、不 開示としたことは妥当である。
- (4) 本件不開示維持部分4及び5について
 - ア 当審査会において本件不開示維持部分 4 及び 5 を見分したところ, このうち本件不開示維持部分 4 は,調査報告書の参考事項として,異 議申立人の改しゅんの状況等が記録された部分であることが認められ た。また,本件不開示維持部分 5 は,調査報告書の内容を受けて作成 された懲戒処分検討案における,懲戒処分の量定における考慮事項等 が記録された部分であることが認められた。
 - イ 諮問庁は、本件不開示維持部分4及び5は、処分量定の検討に関する情報であり、これを開示することにより、懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するとして不開示としたと説明する。
 - ウ そこで検討すると、本件不開示維持部分 4 及び 5 を開示すると、懲 戒処分の量定の判断材料となる事項が明らかになることから、今後、 関係者が規律違反等の調査や当該調査結果を踏まえた懲戒処分の検討 を行うに当たり、当該関係者への不当な働きかけ等が行われ、その公 正かつ的確な判断が阻害されることにより、懲戒処分に係る事務の適 正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、本件不開示 維持部分 4 及び 5 は法 1 4 条 7 号柱書きに該当し、不開示としたこと は妥当である。

- 3 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について
- (1)「開示された答申書に対する諮問の行政文書」に記録された保有個人情報の保有の有無について
 - ア 諮問庁は、異議申立人が、原処分で特定した答申書の前提となる諮問があると考えた上で「開示された答申書に対する諮問の行政文書」の開示を求めているのであれば、当該答申書は、規律違反の調査のために関係者である答申者から任意の協力を得て徴した結果であり、諮問に対するものではないことから、当該文書は保有していない旨説明する。
 - イ 念のため、諮問という形式でなくとも、上記アの答申者に任意の協力を得るに当たって、依頼等を文書により行った事実の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、協力の依頼は口頭により行ったとのことであった。
 - ウ そこで検討すると、上記アのとおり、そもそも異議申立人のいう諮問は手続上存在しないこと及び答申書作成の前提となる任意の協力依頼を口頭で行ったことが不自然、不合理であるとまではいえないことから、「開示された答申書に対する諮問の行政文書」を保有していない旨の諮問庁の説明も不自然、不合理であるとはいえない。
 - エ したがって、防衛省において「開示された答申書に対する諮問の行政文書」を保有しているとは認められず、これに記録された保有個人情報を保有しているとも認められない。
- (2) その他の手続的な文書について
 - ア 本件開示請求は、異議申立人が受けた訓戒に係る全ての書類に記録された保有個人情報を対象としているが、当該訓戒に係る書類には、当該訓戒に係る一連の手続を実施するに当たり作成された行政文書も含まれ得るものと考えられたことから、他にそのような文書がないかについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、再度の探索の結果、2件の行政文書において、本件開示請求において特定すべき保有個人情報が記録されていることを確認したので、これらの保有個人情報に係る開示決定等を追加する旨の回答があった。
 - イ 諮問庁から上記行政文書の提示を受けて確認したところ,上記行政 文書は異議申立人が受けた訓戒に係る命令書であり,本件請求個人情 報が記録されていることが認められた。

したがって、防衛省において本件対象保有個人情報の外に異議申立 人が受けた訓戒に係る命令書に記録された保有個人情報を保有してい ると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべき である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条2号並びに7号柱書き及び二に該当するとして不開示とした決定については、本件不開示維持部分は同条2号並びに7号柱書き及び二に該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、防衛省において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報として異議申立人が受けた訓戒に係る命令書に記録された保有個人情報を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太,委員 常岡孝好,委員 中曽根玲子

別紙

一 列紙		
	不開示とした部分	不開示とした理由
文書 1	1枚目及び5枚目の	開示請求者以外の個人に関する情報であり、開
	確認者並びに答申者	示請求者以外の特定の個人を識別することがで
	の氏名及び階級	きることから、法14条2号に該当するととも
		に、答申者が識別されることにより、今後の同
		種の調査を行う際に関係者からの協力が得られ
		なくなるなど、今後の事務の適正な遂行に支障
		を及ぼすおそれがあることから、同条7号に該
		当するため不開示とした。
	2枚目、3枚目及び	開示請求者以外の個人に関する情報であり、開
	15枚目から18枚	示請求者以外の特定の個人を識別することがで
	目までの確認者の職	きることから、法14条2号に該当するととも
	名、階級、氏名及び	に、今後の同種の調査を行う際に関係者からの
	印影並びに確認及び	協力が得られなくなるなど、今後の事務の適正
	答申内容の全て	な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、
		同条7号に該当するため不開示とした。
	4枚目、11枚目か	開示請求者以外の個人に関する情報であり、開
	ら14枚目まで,1	示請求者以外の特定の個人を識別することがで
	9枚目,25枚目及	きることから、法14条2号に該当するため不
	び30枚目の開示請	開示とした。
	求者以外の特定の個	
	人の署名	
	6枚目の「(5)知能	人事管理に関する情報であり、これを開示する
	段階点、YG,クレ	ことにより、人事管理に係る事務の適正な遂行
	ペリン」及び7枚目	に支障を及ぼすおそれがあることから、法14
	の「(8)勤務成績」	条7号二に該当するため不開示とした。
	のそれぞれ一部並び	
	に7枚目の「(9)平	
	素の状況」の全て	
	7枚目の「(11)改	処分量定の検討に関する情報であり、これを開
	しゅんの状況等」の	示することにより、懲戒処分に係る事務の適正
	全て	な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから,
		法14条7号に該当するため不開示とした。
文書 2	2枚目の一部	処分量定の検討に関する情報であり、これを開
		示することにより、懲戒処分に係る事務の適正
		な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、
		法14条7号に該当するため不開示とした。